

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第140号

平成22年度における地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センターの現況測量業務委託について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行うので公告する。

平成22年12月24日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 高杉 豊

1 担当部署（問い合わせ先）

和泉市室堂町840

（TEL (0725) 56-1220）

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

2 委託概要等

(1) 委託名称

大阪府立母子保健総合医療センター現況測量業務委託

(2) 履行場所

和泉市室堂町840

(3) 委託概要

敷地の現況測量業務

(4) 契約期間

契約締結日から平成23年3月31日（木）まで

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)

イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(8) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の3第1項の規定に基づく測量業者の登録をしている者

(9) 測量業務について、平成22年度大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に登録されている者

(10) 管理技術者として測量士を適正に配置できる者

(11) 平成19年度からこの公告の日までに大阪府の測量業務の受託実績が1件以上あり、そのすべてを履行させた者

4 入札説明書等の交付

入札説明書、提出書類様式、契約書（案）、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成22年12月24日（金）午前9時から平成23年1月11日（火）午後5時まで

(2) 交付方法

大阪府立母子保健総合医療センター（以下「医療センター」という。）のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：<http://www.mch.pref.osaka.jp>

(3) 設計図書等は、本入札の積算及び見積以外の目的で使用してはならない。

5 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札受付期間

平成22年12月24日（金）から平成23年1月11日（火）

(2) 開札日時

平成23年1月13日（木）午後5時

(3) 開札場所

大阪府立母子保健総合医療センター研究棟 1階研修大会議室

(4) その他

入札書は、簡易書留郵便により郵送するものとし、これ以外による入札は認めない。(1)に定める期間以外に到着した入札書は無効とす

る。

6 入札方法等

- (1) 落札予定者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 本入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表して行う。
- (3) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札参加者の傍聴を募った上で実施するものとする。

7 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

8 契約保証金

- (1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。
 - ア 納付期日
契約締結の日
 - イ 納付場所
和泉市室堂町840
大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ
- (2) 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、落札予定者であっても、事後審査において3の資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

6(2)の予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とし、医療センターが定める事後審査の合格をもって落札者とする。なお、落札予定者となるべき価格と同額の入札をした者が2人以上あるときは、抽選を実施し、落札予定者を決める。この場合において、当該入札者は、抽選を辞退する事はできない。

11 手続きにおける交渉の有無

無

12 契約手続等

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 落札者が医療センターの示した条件に違反した場合は、契約を締結しないことがある。

13 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
1に同じ。
- (3) 当該業務に直接関連する他の契約を当該委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無